同意書

　魅力ある環境づくり事業補助金の交付を受けるにあたり、南相馬市魅力ある職場環境づくり事業補助金等交付要綱第３条に規定する要件を満たすことについて、南相馬市が保有する公簿等により市職員が確認することに同意します。

（参考）南相馬市魅力ある職場環境づくり事業補助金等交付要綱

第３条　この告示による補助金等の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　中小企業者において、本社及び事業所の常時使用労働者数が、別表第1に定める範囲内であること。

(2)　本市の法人市民税納税義務者であり、かつ、滞納がないこと。

(3)　中小企業者が営む本社又は事業所において、福島県次世代育成支援企業認証制度の認証を取得していないこと。ただし、就職情報発信支援事業については、この限りでない。

(4)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する事業を営んでいないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団が経営している又は関係を有している事業所でないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

事業者名

住所

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞